

消費者月間パネル展の開催について

毎年5月は「消費者月間※」として、全国的に消費者問題に関する啓発事業を行っていることから、本市でも5月19日（金）まで、消費者月間パネル展を開催しています。

※「消費者月間」とは

「消費者基本法」の前身である「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

- 日 時 令和5年5月19日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分（最終日は午後3時まで）
- 場 所 桐生市役所1階市民ロビー
- 内 容 消費生活に関連するパネルやパンフレットの展示
消費生活に関連するDVDの放映
啓発チラシの配布 など



【問い合わせ】

市民生活部市民相談情報課広聴・相談担当
担当 峯岸 ・中村
TEL 0277-46-1111 (内線472)